

秋田市告示第276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項、第115条の2第1項および第115条の22第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条、第115条の10および第115条の30の規定により告示する。

令和8年9月2日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株 式 会 社 M y N u r s i n g	特定施設入 居者生活介 護スマート ホーム	秋田市手形新 栄町4番1号	令和8年 9月1日	特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護
合同会社 A d d C a r e	『ごてんま り』秋田ケ アステーシ ョン	秋田市御所野 湯本二丁目1 番2号 秋田 物流センター A-2	令和8年 9月1日	居宅介護支 援、介護予 防支援